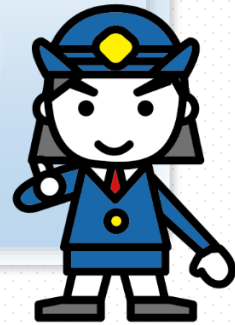


消防署からお知らせ

火災予防の手続には

ぴったりサービスの  
電子申請 が便利です

## ぴったりサービスのメリット

## いつでも

24時間365日、時間を問わず申請が可能です。

## どこでも

パソコン・スマホ・タブレットから、場所を問わず申請が可能です。

## 簡単に

入力チェック機能やヘルプ機能で、間違いのない申請ができます。今回の申請情報を保存すると、次回申請時にその情報を利用できます。

## ぴったりサービスとは

政府が運用するオンラインサービス「マイナポータル」を活用し、インターネット経由で住民が行政サービスに関する検索や電子申請を利用できるサービスです。



マイナポータル

ぴったりサービスへの  
アクセスはこちら[https://myna.go.jp/SCK1501\\_02\\_001/SCK1501\\_02\\_001\\_Init.form](https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form)

## 申請可能な手続

- ① 消防計画作成（変更）届出
- ② 防火・防災管理者選任（解任）届出
- ③ 全体についての消防計画作成（変更）届出
- ④ 防火対象物点検結果報告
- ⑤ 統括防火・防災管理者選任（解任）届出
- ⑥ 自衛消防組織設置（変更）届出
- ⑦ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出
- ⑧ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告
- ⑨ 工事整備対象設備等着工届出
- ⑩ 防災管理点検結果報告
- ⑪ 防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請
- ⑫ 防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出
- ⑬ 危険物製造所等完成検査申請
- ⑭ 移送取扱所完成検査申請
- ⑮ 防火対象物使用開始届出
- ⑯ 火を使用する設備等の設置の届出（炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機）
- ⑰ 火を使用する設備等の設置の届出（急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備）
- ⑱ 消防訓練（通報書）届出

【お問い合わせ先】

鶴岡市消防本部 予防課

TEL：0235-22-8332